

(ご参考：5/14) 日系企業・レストラン向け COVID-19 関連情報 (在シアトル総領事館)

ワシントン州日系企業・団体・レストラン関係者の皆様

いつもお世話になっております。在シアトル日本国総領事館経済班です。  
本日の参考情報を以下のとおりお知らせします。

現在の危機的状況に鑑み、このニュースレターでは、多くの方にご利用いただける有益な情報の提供があった場合、情報元を示して掲示しています。なお、このことは、総領事館として、情報元の団体・個人をいかなる意味でも宣伝・推薦するものではないことを申し添えます。

本ニュースレターを追加で受け取りたい方が周りにいらっしゃいましたら、[こちらの登録フォーム](#)をご紹介ください。また、当地日系企業等に周知できる有益な情報などございましたらお知らせください。館内で確認し、公平・中立の観点から適切なものを本ニュースレター等で共有させていただきます。

【参考：在シアトル日本国総領事館：[新型コロナウイルス危機の影響を受ける中小企業・NPO・労働者への支援策一覧](#) (12/15 更新)、[経済再開情報 \(新型コロナウイルス関係\)](#) (2/1 更新)、[新型コロナウイルス関連情報](#) (全般的な情報)、[州保健局 新型コロナウイルス日本語ページ](#)】

・[毎月 11 日は日本食の日 \(Japanese Restaurant Day\)](#)

## 1. 経済再開・企業支援情報

### (1) 5/13 州知事 6月30日までに規制解除／経済再開する旨を発表

インズリー州知事は 13 日、ワシントン州の経済活動再開ロードマップ ("[Healthy Washington" Roadmap to Recovery](#)) について、6月30日までに規制を解除し、経済活動を完全に再開することを発表。16歳以上の州民の70%以上が少なくとも1回目のワクチン接種を受けることで、規制解除の日程が早まる可能性がある。また、6月30日までの規制解除に向けて、来週18日(火)より、ワシントン州の全ての郡をフェーズ3にすると発表。

インズリー州知事は4日の会見で、少なくとも2週間はフェーズ移行を停止することを発表していた。現在のロードマップでは、フェーズ移行のための指標・判断基準を満たしていない

3 郡（コウリッツ郡、ピアース郡及びウィットマン郡）及び自主的に下方移行したフェリー郡のみがフェーズ 2 とされ、シアトル市のあるキング郡を含む残りの 35 郡はフェーズ 3 となっている。

## （2）コロナ支援プログラムの申請状況まとめ

当館経済班がまとめた、連邦政府、州政府等によるコロナ支援プログラムの申請状況は以下のとおり。

<州政府>

Department of Agriculture Relief & Recovery Grants	CLOSED
Working Washington Small Business Grants: Rounds 4	CLOSED
Washington COVID-19 Immigrant Relief Fund	CLOSED
<a href="#">Nonprofit Community Recovery (NCR) grants</a> （文化、芸術、科学、スポーツ、歴史継承等の非営利団体への助成金）	<u>OPEN</u>

<連邦政府>

<a href="#">Shuttered Venue Operators Grants</a> （閉鎖されたイベント会場運営者に対する助成金）	<u>OPEN</u>
<a href="#">Restaurant Revitalization Fund</a> （レストラン活性化基金）	<u>OPEN</u>
<a href="#">Paycheck Protection Program</a> （給与保護プログラム）	<u>OPEN</u>

※Restaurant Revitalization Fund については、既に予算額を上回る申請がなされていることが報道されているが、申請ポータルはまだオープンしており、2019年の年間収益が5万ドル以下の事業所への資金提供の余地はまだ残っている。

※米国連邦緊急事態管理庁（FEMA）は、以下の条件のもとで、新型コロナウイルス感染症に起因する死亡に対する葬儀費用の財政支援を提供。

- ・米国内及び米国領土での死亡であること
- ・死亡診断書に COVID-19 が原因として記載されていること
- ・申請者が、2020年1月20日以降に葬儀費用を負担した米国市民、非市民、又は資格を有する外国人であること（故人は、米国市民、非市民、又は資格のある外国人である必要はない）
- ・支援は葬儀ごとに最大\$9,000までに制限されること

### (3) 5/13 CDC ワクチン接種後のマスク要件の解除

米国疾病予防管理センター (CDC) は 13 日、コロナ・ワクチンの接種を完了した者に対する行動ガイダンスを改訂し、マスク着用要件の緩和を発表。バイデン大統領は「ワクチン接種を終えれば、もうマスクを付ける必要はない。ワクチン接種を受けるか、マスクを着用するか。」と述べて、ワクチン接種を呼び掛けた。

ただし、新たなガイダンスにおいても、バスや飛行機内、病院、牢獄、ホームレス・シェルター等の一定の混雑した屋内環境においては、引き続きマスクを着用することが求められている。

また、CDC 発表を受けて、インズリー州知事は 13 日午後、ワシントン州も CDC ガイダンスを採用することを発表。ワシントン州におけるガイドラインについては、州保健局や州労働局とともに、速やかに改訂することとされている。

本件に関するシアトルタイムズ記事は[こちら](#)。

### (4) 5/12 州保健局 学校は子供に対するコロナ・ワクチン接種を義務付けないと発表

州保健局は今週、コロナ・ワクチンが米国食品医薬品局 (FDA) によって完全に承認されるまで、子供たちに対して、学校に行くためにワクチン接種を受けることを義務付けることはないと発表。現在 FDA は、パンデミック時の緊急使用ガイドラインに基づいて 3 つの COVID-19 ワクチンの使用を承認しているが、これらは完全な承認を得ているものではない。ワシントン州は現在、一部の例外を除き、学校に通う子供に対して、水痘、ポリオ、B 型肝炎、破傷風、ジフテリア、三種混合ワクチン (Tdap)、及び MMR 混合ワクチン (はしか、おたふく風邪、風疹) のワクチン予防接種を義務付けている。

本件に関するシアトルタイムズ記事は[こちら](#)。

### (5) 5/13 シアトル公立学校 今秋から完全な対面授業を開始するとの考え

シアトル公立学校の教育長代理 (Interim Superintendent) であるジョーンズ氏は 13 日、今秋から完全な対面授業を再開するとの見通しを発表。なお、ベルビュー市、タコマ市、ハイライン市を含む他の地区も、今秋から完全に対面授業を再開する意向を発表している。

本件に関するシアトルタイムズ記事は[こちら](#)。

### (6) 日本のコロナ感染／緊急事態宣言等の状況

日本政府は 14 日 (日本時間)、新型コロナウイルスの緊急事態宣言を北海道、岡山県、広島県に、緊急事態宣言に準じた措置をとる「まん延防止等重点措置」を、群馬県、石川県、熊本県に適用することを発表。それぞれの措置の概要等は、[こちら](#)の内閣官房 HP を参照。

<緊急事態宣言>

東京都、京都府、大阪府、兵庫県： 4月25日～5月31日

愛知県、福岡県： 5月12日～5月31日

北海道、岡山県、広島県： 5月16日～31日

<まん延防止等重点措置（※）>

沖縄県： 4月12日～5月31日

埼玉県、千葉県、神奈川県： 4月20日～5月31日

愛媛県： 4月25日～5月31日

岐阜県、三重県： 5月9日～5月31日

群馬県、石川県、熊本県： 5月16日～6月13日

（※）緊急事態宣言は都道府県単位で出されるのに対し、まん延防止等重点措置は、知事が市区町村など地域を絞って発出されるため、対象地域は各自治体の HP 等を参照のこと。

## 2. ワクチン関連情報

### （1）5/10 州保健局 ワクチン接種情報の更新

**接種状況**： 5月10日時点で、州全体で6,046,656回以上のワクチンが投与されており、これは州内で提供可能なワクチンの82.17%近くに相当する。なお、現在は過去1週間平均で46,644回/日の接種が実施されている。

また、10日時点でのワクチン接種割合は以下のとおり。

	16歳以上の州民（約614万人）に対する割合	15歳以下を含む全州民（約765万人）に対する割合
1回目のワクチン接種完了：約352万人	<u>57.43%</u>	46.09%
完全なワクチン接種完了：約268万人	43.67%	35.05%

※下線の割合が70%を超えることが、完全な経済再開の条件とされている。

### （2）5/12 州保健局 ファイザー/ビオンテック社製ワクチンの対象年齢拡大 12歳から15歳も接種可能に

10日にFDA（食品医薬品局）がファイザー/ビオンテック社製のワクチンを12歳から15歳も接種可能としたことを受けて、州保健局は12日、専門家会合を経た結果、州内でも同社のワクチン対象年齢を従来の16歳以上から12歳以上に拡大することを**決定した**。現在提供されているモデルナ社製及びジョンソン・エンド・ジョンソン社製のワクチンについては、従来通り18歳以上が対象であるため、12歳から17歳の接種予約をする際は、ファイザー/ビオンテック

ク社製のワクチンが提供されていることを確認することが必要。

なお、ファイザー社は、2歳から11歳を対象としたワクチンについては今秋に、6ヶ月から2歳を対象としたワクチンについては本年末に、使用許可の申請を行うことを計画している。

### (3) 5/11 シアトル市 期間限定のワクチン接種場を設置

ダーカン・シアトル市長は、期間限定のワクチン接種場が市消防局によって設置されることを発表。スモールビジネスと連携して、市民のワクチン接種を推進することが狙い。13日には、フリーモントおよびバラードで実施されたほか、15日(土)には、「ハスキー・デリ (Husky Deli)」と連携し、ウェストシアトル (4501, 42nd Ave SW) に1日限定で開設予定。時間は午前10時から午後1時まで。先着50名に対して、ハスキー・デリの無料のアイスクリームが提供される。

## 3. 日本の水際対策について

### (1) インストールするアプリの変更

現在、日本人であるかどうかを問わず、海外から日本に帰国・入国する全ての方に対して、①出国前72時間以内に受けた検査証明書の提示、②誓約書の提出、③スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用、④質問票の提出が求められています。

今般、上記③について、インストールを求めているビデオ通話アプリが、SkypeからMySOSに変更されました。必要なアプリとその利用方法はこちらからご確認ください。日本入国前に、インストールまで完了していただくようお願いいたします。

### (2) 5/12日付、日本の新たな水際対策措置の概要

インド、パキスタン及びネパールの3か国に、本邦への上陸申請日前14日以内に滞在歴のある在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否されます。上記措置は本年5月14日午前0時から開始されています。詳細は下記リンクを参照ください。

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2021C076.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C076.html)

## 4. その他参考情報 (ジェトロビジネス短信)

『海外主要国・地域の新型コロナワクチン接種状況、在留邦人も段階的な接種進む』 5/7

新型コロナウイルスのワクチン接種が世界各国で着々と進んでいる。ワクチンの入手状況に応じて接種対象の選定やスケジュールに差があり、現地在留外国人に対する接種の条件や進展状況にも違いが見られる。一方、大半の国・地域では、邦人を含む在留外国人を公的接種プログラムの対象に含めており、在留邦人の間でも任意による段階的なワクチン接種が進展しつつ

ある。

4月末～5月7日にかけて現地で収集した情報を基に、世界主要国・地域におけるワクチン接種状況やワクチン証明書の発行状況などをまとめた（[こちらのリンク](#)の表参照）。

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/05/bd518d30d5a9fe83.html>

『バイデン米大統領、7月4日までに成人7割に1回目のワクチン接種を新目標に』 5/6

ジョー・バイデン米国大統領は5月4日、米国内でのワクチン接種に関して、7月4日までに成人の70%が少なくとも1回目のワクチン接種を終え、1億6,000万人の成人が接種を完了することを新たな目標にすると記者会見で発表した。

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/05/812947b3f37e15a7.html>

『米ロサンゼルス郡、経済制限が最も緩い段階に移行』 5/10

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/05/bdf875328c2b337e.html>

『米ニューヨーク州知事、ほぼ全ての事業の収容制限解除を発表、5月19日から』 5/7

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/05/49ad135f4b2ad30d.html>

『米燃料パイプライン停止の影響広がる、全面復旧にはなお時間』 5/14

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/05/8855e399f1f07274.html>

『バイデン米大統領、サイバーセキュリティを強化する大統領令に署名』 5/14

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/05/35e8aca1614f6fe5.html>

『バイデン米大統領、情報通信技術サプライチェーンへの外国の脅威継続を認定』 5/13

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/05/e8cc05e29776bc66.html>

引き続きよろしくお願いたします。

\*\*\*\*\*

(注意点)

本情報は、ワシントン州の主要な行政機関や団体のウェブサイトの情報をもとに、その時点における当地日系企業・NPO・邦人労働者に役立つ情報を、皆様のご参考として迅速に日本語で届ける目的で発信しているものです。法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきも

のではありません。実際の申請等に当たっては、該当するウェブサイトで最新の情報や詳細を直接ご確認ください。なお、当館として個別企業の申請書作成等の支援は出来かねますのでご容赦ください。

(免責)

本メール又は当館情報に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。

(領事メールについて)

当館では外国に3ヶ月滞在される在留邦人に対し、旅券法に基づく在留届、帰国・転出等の届出をお願いしております。本届けでメールアドレスをご登録いただいた方に対して、コロナに関する情報や各種安全情報を領事メールにてお送りしておりますほか、緊急時の安否確認を当館から行うためにも必要なものですので是非ご協力ください。詳細はこちらをご覧ください。

[https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/zairyu.html](https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/zairyu.html)

(Unsubscribe:本日系企業支援関係メールについて)

当館が把握しておりますワシントン州日系企業にお送りしております。今後、本メールが不要な方はその旨ご返信をお願いいたします。

\*\*\*\*\*

**Consulate-General of Japan in Seattle**

**701 Pike Street, Suite 1000**

**Seattle, WA 98101**

**206-682-9107**